

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して

総務省が行った確認の内容

NTT東日本株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、令和7年7月2日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第6項の規定に基づき、同項の業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、当該届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は、以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本が、全国において、同社の地域電気通信サービスを利用していない顧客を含む全国の顧客（自治体や他のインフラ事業者等を含む。）に対して、顧客のニーズ（機能や仕様、価格）に合った「顧客が所有する設備（同社の地域電気通信サービスを利用するための設備を除く。以下同じ。）の調査、設計、建設、保守の受託」、「顧客の業務のコンサルティング・受託」、「端末機器等の販売及びこれに附帯する関連工事等」の業務を実施するものである。

なお、本件活用業務の実施に当たっては、NTT東日本が地域電気通信業務を営むために保有する設備の活用はないものの、業務の委託をする際に、他の市場支配的な電気通信事業者への委託を行う場合もあるとしている。

2 確認の内容

NTT法第2条第6項において、NTT東日本及びNTT西日本株式会社（以下「NTT西日本」という。）（以下、あわせて「NTT東西」という。）は、

- （１） 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- （２） 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドラ

イン」という。)に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たって、顧客のニーズ（機能や仕様、価格）に合った「顧客が所有する設備の調査、設計、建設、保守の受託」、「顧客の業務のコンサルティング・受託」、「端末機器等の販売及びこれに附帯する関連工事等」の業務を実施することとしており、本件活用業務に係る設備投資等に係る所要資金は██████としている。

本件活用業務の実施規模及び同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しても、NTT東日本が地域電気通信業務を営むために保有する設備は活用せず、同社が地域電気通信業務を営むために保有する技術及び職員を活用することとしている。

ただし、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそのの程度について検討し、
- ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否か

について検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれが大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

なお、ガイドラインでは、「活用業務に関する市場」において公正な競争を歪めることがないかを確認することとされている。

① 地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本の届出書によれば、本件活用業務は、顧客のニーズ（機能や仕様、価格）に合った「顧客が所有する設備の調査、設計、建設、保守の受託」、「顧客の業務のコンサルティング・受託」、「端末機器等の販売及びこれに附帯する関連工事等」の業務を実施するものであり、これら活用業務に関する市場を特定することは困難であるが、以下の理由から、地域通信市場との関連性は薄いと考えられるため、NTT東日本が市場支配力を行使する可能性は低いと評価できる。

- ・ 本件活用業務の実施にあたり、同社が地域電気通信業務を営むために保有する設備は活用しないこととしていること。
- ・ 本件活用業務は、同社の地域電気通信サービスの利用を必須としないで提供されるものである（同社の地域電気通信サービスに附帯して実施する業務は、本件活用業務には含まれない）こと。

ただし、本件活用業務の委託先には、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者を含むNTTグループの会社も含まれていることに鑑みれば、例えば、NTT東日本が当該グループ会社を優遇すること等により、活用業務に関する市場等における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況とあわせて、ステップ2)において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務は、顧客が所有する設備の調査、設計、建設、保守の受託等を行うものであり、NTT東日本が地域電気通信業務を営むために保有する設備は活用しないこととしており、同社のボトルネック設備の利用を前提とした業務ではないことから、当該ボトルネック設備との関連性は薄いものと考えられる。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本の届出書によれば、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者に委託することはあるものの、委託先は同社が顧客の要望に応じて比較・選定し決定するものであり、同社が当該事業者を不当に優遇することではなく、当該事業者と排他的な共同営業を行う考えはない、としている。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとのNTT東日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

次の項目①から⑦までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様に対して、お客様が所有する設備等に係る業務を実施するものであり、本業務を営むにあたって、当社の地域電気通信サービスの利用を必須としない。

【総務省の考え方】

NTT東日本の届出書によれば、本件活用業務は、顧客が所有する設備等に係る業務を実施するものであり、同社の地域電気通信サービスの利用は必須としないとしていることから、上記の方法で業務を実施する限りにおいては、競争事業者も本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められないことから、ステップ1) ②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様に対して、お客様が所有する設備等に係る業務を実施するものであり、本業務を営むにあたって、当社の電気通信サービスの利用を必須としない。

【総務省の考え方】

NTT東日本の届出書によれば、本件活用業務は、顧客が所有する設備等に係る業務を実施するものであり、同社の地域電気通信サービスの利用は必須としないとしていることから、上記の方法で業務を実施する限りにおいては、競争事業者も本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められないことから、ステップ1) ②の観点からも、新たにネットワーク情報の開示のための措置を講じる必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、既に他の企業が提供しているサービスと同様のものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

【総務省の考え方】

N T T東日本の届出書によれば、本件活用業務は、既に他の企業が提供しているサービスと同様のものであることから、競争事業者が本件活用業務と同様の業務を実現する場合にN T T東日本が保有する情報の中に新たに必要不可欠な情報はないと考えられる。したがって、上記の方法で業務を実施する限りにおいては、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められないことから、ステップ1) ②の観点からも、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(令和7年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。
- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
 - i) 顧客情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成23年の電気通信事業法の改正（同年11月30日に施行）を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した禁止行為規定遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているとしている。

また、取得した顧客情報について、NTT東日本は、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導等、所要の措置を実施するとしている。

さらに、公正な競争を阻害する場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これら上記の措置が講じられている限りにおいては、営業面でのファイアウォールは確保されと考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、他の電気通信役務に係る収支と分計するとしている。

また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、上記の措置が講じられている限りにおいては、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様に対して、お客様のニーズ(機能や仕様、価格)に合ったお客様が所有する設備等に係る業務を実施するものであり、本業務を営むにあたって当社の地域電気通信サービスの利用を必須としておらず、既に他の企業等が実施している業務と同様のものであることから、他事業者においても実現可能な業務である。

また、本業務を営む上で、お客様からの多様なニーズ(機能や仕様、価格)に応えるために、本業務の一部を当社から他の企業へ委託することも予定している。その中で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者へ委託を行う場合もありうるが、委託先は当社がお客様のご要望に応じて比較・選定し決定するものであり、当社が当該事業者を不当に優遇することはない。また、当社は当該事業者と排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものと考ええる。

【総務省の考え方】

NTT東日本の届出書によれば、本件活用業務は、同社の地域電気通信サービスを利用していない顧客を含む全国の顧客に対して、顧客のニーズ(機能や仕様、価格)に合った顧客が所有する設備等に係る業務を実施するものであり、本業務を営むにあたって同社の地域電気通信サービスの利用を必須としておらず、既に他の企業等が実施している業務と同様のものであることから、競争事業者においても同様の業務の実施は可能である。

また、NTT東日本は、本件活用業務を営む上で、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者(NTT西日本及び株式会社NTTドコモ)を含むNTTグループの会社に委託することもあるとしているが、以下の理由から、NTT東日本が届出書に記載の方法で業務を実施する限りにおいては、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

- ・ステップ1) ①に記載のとおり、本件活用業務は地域通信市場との関連性は薄いと考えられ、NTT東日本がNTTグループの会社に委託する際の条件等が、地域通信市場等における公正な競争の確保に影響を及ぼすおそれは低いと考えられること。
- ・委託先はNTT東日本が顧客の要望に応じて比較・選定し決定するものであり、同社が当該事業者を不当に優遇することはないとし、排他的な共同営業を行う考えはないとしていること。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

- ・社内文書・規定類等の一部：

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、上記の措置が講じられている限りにおいては、必要な措置が講じられているものと認められる。